

議第27号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年 2 月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(45)の項カ中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第47条第1項」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項」に、「決定」を「裁決」に改める。

(滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年滋賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(滋賀県職員等の給与に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第20条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条または第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(滋賀県職員退職手当条例の一部改正)

第4条 滋賀県職員退職手当条例（昭和28年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項または第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(滋賀県情報公開条例の一部改正)

第5条 滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求

第18条の3の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条を第18条の4とし、第

3 章中同条の前に次の1条を加える。

(審理員に関する規定の適用除外)

第18条の3 公開決定等または公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第19条第1項中「公開決定等について行政不服審査法による不服申立て」を「公開決定等または公開請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てに対する決定または」を「審査請求に対する」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「決定または」を削り、「不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号および第21条において同じ。)」を取り消し、または変更し、当該不服申立て」を「審査請求の全部を認容し、当該審査請求」に、「公開決定等に」を「公文書の公開に」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定または」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第20条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の右に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第21条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定または裁決を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定または」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)」を変更し、当該審査請求」に改め、「決定または」を削る。

第23条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第24条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第25条および第26条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第28条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(滋賀県個人情報保護条例の一部改正)

第6条 滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第36条第1項第1号オ中「第28条」を「第29条」に改める。

第2章第4節の節名を次のように改める。

第4節 審査請求

第42条の2の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条を第42条の3とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（審理員に関する規定の適用除外）

第42条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等または開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第43条第1項中「または利用停止決定等」を「、利用停止決定等または開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為」に、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てに対する決定または」を「審査請求に対する」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号から第4号までを次のように改める。

（2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

（3）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。

（4）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

第43条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定または」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第44条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の右に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節および第4章において同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示決定等」を「保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第45条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定または裁決を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定または」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」を変更し、当該開示決定等を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「決定または」を削る。

第53条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「、不服申立人」を「、審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第54条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」

を「審査請求人」に改める。

第55条および第56条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第58条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(滋賀県税条例の一部改正)

第7条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項および第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第8条 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(87) 行政不服審査法に基づく事務手数料

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下この号において「法」という。）第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合および法第66条第1項において読み替えて準用する場合ならびに他の法令において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に基づく書面または書類の写しの交付の手数料

写し1ページにつき	10円（カラーで複写されたページにあつては、20円）
-----------	----------------------------

法第38条第1項の規定に基づく電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付の手数料

当該事項を用紙に出力したものの1ページにつき	10円（カラーで出力されたページにあつては、20円）
------------------------	----------------------------

法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第1項の規定に基づく主張書面または資料の写しの交付の手数料

写し1ページにつき	10円（カラーで複写されたページにあつては、20円）
-----------	----------------------------

法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第1項の規定に基づく電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付の手数料

当該事項を用紙に出力したものの1ページにつき	10円（カラーで出力されたページにあつては、20円）
------------------------	----------------------------

第8条に次の1項を加える。

- 2 行政不服審査法第11条第2項（同法第66条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する審理員（同法第9条第3項に規定する場合にあつては同条第1項に規定する審査庁、同法第66条第2項に規定する場合にあつては同条第1項において読み替えて準用

する同法第9条第4項に規定する委員会等である再審査庁、同法第38条の規定が他の法令において準用されている場合にあっては当該他の法令に定める機関）および滋賀県行政不服審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第2条第2項第87号に規定する手数料を減免することができる。

（滋賀県行政手続条例の一部改正）

第9条 滋賀県行政手続条例（平成7年滋賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第4号中「ことのある」を削る。

第31条中「この条」の右に「および次条第2項」を加える。

（滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第10条 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第17条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条または第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条中滋賀県個人情報保護条例第36条の改正規定は、平成29年5月30日までの間において規則で定める日から施行する。

（滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定は、平成28年度分の業務の状況の報告から適用する。

（滋賀県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 滋賀県情報公開条例第11条に規定する公開決定等（以下この項において「公開決定等」という。）または同条例第5条第1項に規定する公開請求（以下この項において「公開請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた公開決定等またはこの条例の施行前にされた公開請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

（滋賀県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 滋賀県個人情報保護条例第20条に規定する開示決定等（以下この項において「開示決定等」という。）、同条例第32条に規定する訂正決定等（以下この項において「訂正決定等」という。）、同条例第40条に規定する利用停止決定等（以下この項において「利用停止決定等」という。）または同条例第13条第2項に規定する開示請求（以下この項において「開示請求」という。）、同条例第28条第2項に規定する訂正請求（以下この項において「訂正請求」という。）もしくは同条例第36条第2項に規定する利用停止請求（以下この項において「利用停止請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等またはこの条例の施行前にされた開示請求、訂正請求

もしくは利用停止請求に係る実施機関の不作为に係るものについては、なお従前の例による。